

国民健康保険・後期高齢者医療制度

限度額適用認定証の更新

病気やけがで1か月にかけた医療費の自己負担額が、世帯に定められた自己負担限度額を超えたとき、その超えた分は高額療養費として後日支給されます。入院の場合や高額な外来診療を受ける場合、「限度額適用（標準負担額減額）認定証」を提示すると、医療機関の窓口で支払う金額が各世帯の限度額までとなったり、入院時の食事が減額されたりします。

現在発行されている認定証の有効期限は、7月31日(金)です。8月1日(土)から有効な認定証が必要な方は、7月16日(木)以降に保険証と印鑑を持参して保険年金課(市役所1階6番窓口)で申請してください。

後期高齢者医療制度に加入していて、すでに認定証を持っており、世帯の構成や収入に変わりがない方については、自動的に更新となりますので、新しい認定証を7月中に郵送します。

なお、以下に該当する場合、制度上定められた限度額と世帯の限度額が同額となり、医療機関の窓口で支払う額に変更がないため、限度額適用認定証の発行・提示が必要ありません。

- 限度額適用認定証の発行・提示が必要ない方 ▶ 70歳以上で負担割合が3割、かつ課税所得が690万円以上の世帯の方 ▶ 70歳以上で負担割合が1割、かつ住民税課税世帯の方

☎ 保険年金課医療給付係・内線1401

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料

納入通知書を郵送します

令和2年度の国民健康保険料と後期高齢者医療保険料(75歳以上の方と65歳以上の一定の障害のある方が対象)の納入通知書(年金天引きの方は、特別徴収額決定通知書)を7月10日(金)から順次郵送します。

国民健康保険料は世帯主宛て(世帯主以外の世帯員のみが加入している場合も同様に、後期高齢者医療保険料は加入者宛てに送付します。

納入通知書・特別徴収額決定通知書は、保険料の金額のほか、世帯主と加入者の総所得金額等の合計が一定の基準以下の場合には、保険料が軽減されます。収入・所得がなかった方も、課税課(市役所1階36番窓口)また

国民健康保険料収入がなかった方も申告を

世帯主と加入者の総所得金額等の合計が一定の基準以下の場合には、保険料が軽減されます。収入・所得がなかった方も、課税課(市役所1階36番窓口)また

は保険年金課(市役所1階6番窓口)で申告をしてください。☎ 保険年金課賦課係・内線1416

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、事業収入・給与収入等が前年より一定程度減少した世帯は、申請により、国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の減免が受けられます。くわしくは、通知書に同封した案内をご覧ください。

☎ 保険年金課賦課係・内線1416

高齢受給者証(国民健康保険)を郵送

70歳〜74歳の方を対象に8月1日(土)から使用できる新しい高齢受給者証を7月下旬に郵送します。現在発行されている高齢受給者証の有効期限は、7月31日(金)です。期限が切れた古い高齢受給者証は裁断して処分してください。

なお、新しい高齢受給者証の自己負担割合は、平成31年中の所得をもとに判定しますので、これまでと異なる場合があります。

☎ 保険年金課医療給付係・内線1401

国民健康保険の加入・脱退などの手続き

勤務先や家族の健康保険に加入するなど、新たに立川市の国民健康保険以外の保険に加入した場合は、脱退の手続きが必要です。会社等で手続きを代行することはありません。

また、退職などで加入していた健康保険の資格がなくなったときは、国民健康保険の加入手続きが必要です。

● 手続きに必要なもの ▼ 立川市の国民健康保険を脱退する場合Ⅱ立川市の国民健康保険の保険証(全員分。コピー可)、印鑑 ▼ 立川市の国民健康保険に加入する場合Ⅱ加入していた健康保険の資格喪失証明書等、印鑑、本人確認書類(運転免許証等)

☎ 保険年金課医療給付係・内線1401

一部負担金の減免制度と徴収猶予

国民健康保険の加入者が医療機関等の窓口で支払う自己負担額(一部負担金)には、減免制度があります。対象は、災害、病気、けが、失業などの特別な事情があり、あらゆる資産の活用を図ったにもかかわらず、一時的に生活が困窮し、支払いが困難と認められる方です。

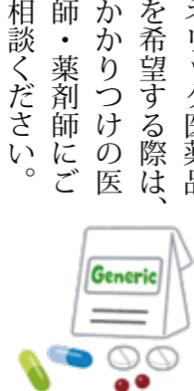
また、一時的に自己負担額の支払いを猶予する制度もあります。早めにご相談ください。

☎ 保険年金課医療給付係・内線1399

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を郵送

ジェネリック医薬品を利用することで、自己負担額の軽減が見込まれる国民健康保険被保険者の方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を7月下旬に郵送します。このお知らせは、4月に処方された薬(新薬)の名称・用量・自己負担相当額と、その薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減額を試算したものです。ジェネリック医薬品を希望する際は、かかりつけの医師・薬剤師にご相談ください。

後期高齢者医療制度被保険者証を郵送



現在発行されている被保険者証(緑色)の有効期限は、7月31日(金)です。8月1日(土)から使用できる新しい被保険者証(オレンジ色。カードサイズに変更になりました)を7月中旬

☎ 保険年金課業務係・内線1390

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口



● 立川市新型コロナウイルス感染症総合コールセンター
市民の方や事業者の疑問や不安など
市役所代表番号 ☎(523)2111 [土曜・日曜日、祝日を含む、午前9時〜午後5時]「コールセンターへ」とお伝えください。

● 新型コロナ受診相談窓口(帰国者・接触者電話相談センター)
感染が疑われる場合の相談
▶ 月曜〜金曜日の午前9時〜午後5時 = ☎(524)5171 [多摩立川保健所] ▶ 月曜〜金曜日の午後5時〜翌午前9時、土曜・日曜日、祝日 = ☎03(5320)4592 [都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター]

立川市見守りホットライン

いつもと違うな、どうしたのかな 心配なご近所さんに気付いたらご連絡を

コール おお通報 ☎042(506)0024

- 安否確認の通報 通年24時間
- 支援等の相談 月曜〜金曜日、午前8時30分〜午後5時15分



者の方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を7月下旬に郵送します。このお知らせは、4月に処方された薬(新薬)の名称・用量・自己負担相当額と、その薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減額を試算したものです。ジェネリック医薬品を希望する際は、かかりつけの医師・薬剤師にご相談ください。

☎ 保険年金課医療給付係・内線1402